

第8回豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

令和元年 11 月 25 日（月）

（豊岡市役所 5 階会議室）

午後 1 時 30 分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第 2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第 3 報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- 日程第 4 第 53 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
- 日程第 5 第 54 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
- 日程第 6 第 55 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
- 日程第 7 第 56 号議案 農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第 8 第 57 号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 第 58 号議案 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の設定について
- 日程第 10 第 59 号議案 農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

出席委員（18 名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 6 番 | 井 谷 勝 彦 | 7 番 | 田 中 直 喜 |
| 8 番 | 上 坂 光 広 | 9 番 | 水 嶋 義 彦 |
| 10 番 | 西 沢 泰 裕 | 11 番 | 宮 口 豊 隆 |
| 12 番 | 北 垣 裕 次 | 13 番 | 齋 藤 善 久 |
| 14 番 | 石 橋 重 利 | 15 番 | 尾 口 正 信 |
| 16 番 | 永 井 辰 正 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（0 名）

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今日はやっつと云っては変ですが但馬らしい天気になりました。昨日、一昨日みてますとちょっと動いても汗ばむぐらいにどうなっているのかなと変な心配をしていたんですが、任期は残りわずかとなつてまいりました。局長の方からありましたように新しい体制で募集が始まっております。ぜひとも皆さんの積極的なご協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。ということで今日は始めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。
本日は、欠席、遅刻等の通告委員はありません。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。
行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。
以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 特にないようですので、質疑を終結します。
ただいまの出席委員数は18名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただ今から第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。
本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件17件、証明案件6件、協議案件3件、合計27件です。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。
直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

8番 上坂光広 委員

9番 水嶋義彦 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第8回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第8回総会（定例会）は、本日11月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

第53号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第4、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、17番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 11月12日、事務局2名と私で現地確認を行ってまいりました。説明のとおりでございます。ただ、ちょっと気になるのが、みなさんも同じだと思いますけれども、43番、産廃業者ということで、新規ということで、ちょっと気になるんですけども、書類は全部揃っているということで事務局としても拒否はできないという状況の中で、現地見たんですけども、先ほど説明があったとおり道からちょっと段々田んぼになっていて、そこをちょっと一部埋められて農地改良されてニンニクを作られるということなんです。耕作放棄地になっているような場所で活用できれば活用できる方向で審議していただいたらいいかなというふうに思います。許可後は注意深く監視する必要もあるかなと思います。以上付け加えます。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○6番（井谷 勝彦） 2点お尋ねしたいと思います。先ほどの43番の件なんですけれども、農地改良といえば聞こえはいいんですけども、今年のニンニクの作付けには農地改良すれば間に合わないんで、営農計画は来年の計画なんですか。

もう1点が44番の案件です。これにつきましては室見台の組織が耕作地を割り当てるかたちになっております。自分で耕作はできないと思われるんですが、室見台の了解は取れているのでしょうか。以上2点お伺いします。

○事務局（古谷 明仁） 43番の関係ですけれども、先ほど説明させてもらいましたように、今回3条とこの後農地改良4条でご審議いただきたいんですけども、実際植えられるのは今年は植えられないんで来年に向けて準備をされるということ聞いております。こちらについて数年前より地元の方と何度か協議される中で農地に影響する山宮地区、不動産の所在地である頃垣地区、十戸地区等々と協定を結ばれて今回に至っているという状況です。

44番の室見台の関係ですけれども、今まで設定されていた件については今回合意解約されて、今回の申請は本人さん、自分で農業されるということで申請が挙ってきております。以上です。

○6番（井谷 勝彦） 中の一部を作られるということで合意できたのでしょうか。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時48分）

（再開 午後1時50分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、答弁願います。

○事務局（宮崎 雅巳） 44番の件ですが、室見台土地改良区の事務局に確認したと

ころ、室見台の土地改良区も加わることに承知していましたので、室見台土地改良区の中の調整の中で耕作されると考えております。以上です。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

○16番（永井 辰正） 47番の方は78歳で、1人で耕作面積は5町1反になるんですけど、場所は良い所なんですか。

○事務局（古谷 明仁） 場所的には竹野の役場の裏の方、竹野新橋の裏の方の農地で囲まれた一帯になってまして、譲受人は先日も農地を取得されて一生懸命がんばっておられますので大丈夫じゃないかなと思います。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第54号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第5、第54号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員（大原 博幸） 11月13日、宮岡委員と私と事務局2名、関係課1名、5名で現地を確認いたしました。先ほど事務局から説明があったとおりでございますけれども、特に8番につきましては53号議案の43番で検討されたとおりでございますが、ここは4条でございますので農地をどのようにするかと、残土置場になるんじゃないかと

いった心配がありましたので、その辺を確認させていただいたんですけれども、しかしながら地元の集落といろいろな合意形成もできているようでございますし、栽培に関する協定もできているということで、これは信用するしかしようがないのかなということでやむを得ないという判断をさせていただきました。以上でございます。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第54号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第55号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第55号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員（大原 博幸） 11月13日、私と宮岡委員、事務局2名、関係課1名の5名で現地を確認させていただきました。その結果、先ほど事務局のご説明のあったとおりでございますけれども、特に言うことございませんが、54番から59番までが第2種農地、第3種農地であり、転用はやむを得ないのかなとこんなふうに判断いたしました。60番につきましては、以前にもこの申請ができておりました、当日も近くに工事中のものがありましたけれども、パネルの下を十分トラクターが応分の作業ができるという高さが確保できておりますし、また普及センターが技術指導されているということなん

で、特に営農上は問題ないのかなというふうな感じがいたしました。それから61番でございますけれども、地目が宅地となっております。農地法第2条に現状が農地になっておれば農地法で許可を申請するとなっておりますので今回この申請に挙ってきたということで、第3種農地でありますし、やむを得ないのかなと、こんな判断をさせていただきました。以上でございます。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第55号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第56号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第7、第56号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。

現地調査員を代表して、17番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 11月12日、事務局2名と現地確認を行いました。事務局の説明どおりでなんら補足する事項はございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○16番（永井 辰正） 52番の昭和25年頃に杉や松ではないんですか、桧と聞こえ

ましたけど。

○事務局（古谷 明仁） 杉や松、こちらが正しいです。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第56号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第57号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第8、第57号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第57号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第58号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について

○議長（森井 脩） 日程第9、第58号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、17番 村田委員、お願いします。

○現地調査員（村田 憲夫） 11月12日、現地確認をしてきました。先ほどの事務局の説明のとおりです。ちょうど夫婦でおられたのでいろいろな説明もしました。その中でやはりジビエがいいよと、鹿肉はフライにしたらとてもおいしいということで非常に田舎に来てよかったなということで喜んでもらいました。農業委員会も粋なことをするなと思いました。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第58号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」は、原案のとおり可決されました。

第59号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断につ

いて

○議長（森井 脩） 日程第10、第59号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○15番（尾口 正信） 15番から19番で、森本〇〇番地、〇〇と〇〇と同じ番地なんですけど、事務局で調べていただけませんか。

○事務局（上阪 善晴） 家族関係かどうかですか。

○15番（尾口 正信） 家族関係でなしに、まったく別です。〇〇さんはこれであると思うんですけど、〇〇さんは違っていると思いますので。

○事務局（上阪 善晴） 分かりました。

○議長（森井 脩） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時33分）

（再開 午後2時36分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、説明願います。

○事務局（上阪 善晴） 住所の訂正をお願いいたします。番号19番、豊岡市竹野町森本〇〇番地、これを〇〇番地に訂正をお願いします。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第59号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」は、原案のとおり可決されました。

所有者及び関係機関に非農地通知書を送付します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時40分閉会